資料１

# 第４期
# 岩手県地域福祉支援計画

【概要版】

互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、
幸福を実感できる地域共生社会の実現

## Ⅰ　計画の概要

### １　計画策定の趣旨

○　岩手県では、平成 21 年３月に岩手県地域福祉支援計画を策定し、その後５年ごとに見直しを図りながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

○　前回（第３期）計画策定以降も、少子・高齢化や人口減少のさらなる進行による地域の担い手不足や、新型コロナウイルス感染症の流行による活動自粛や原油価格・物価高騰を背景に、生活・福祉ニーズは多様化し、様々な課題が複雑化・複合化しています。

○　東日本大震災津波から 13 年が経過し、被災地では、被災された方の高齢化や人口減少に伴う新たな課題への対応や心のケアの必要性など、中長期的な視点での支援の継続が求められています。

○　こうした状況を踏まえ、生活の困難さに焦点を当て、その課題を幅広く捉え、様々な制度を活用しながら、性別、年齢や障がいの有無などの属性に関わらず、従来の福祉制度の狭間で支援が届きにくい方も含めた全ての人を包括的に支援する体制の構築などにより、互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現に向け、地域福祉施策を一層推進していくこととし、第４期計画を策定するものです。

ユニバーサルデザイン スマホアプリ　Uni-Voice Blind
特定非営利活動法人
日本視覚障がい情報普及支援協会
https://www.javis.jp/uni-voiceblind

アプリは
こちら

右の二次元コードは
「音声コードUni-Voice」です。
スマホ専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

## 2　計画の位置づけ

○　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画であり、県の地域福祉推進の理念、基本方針を定めるとともに、市町村の地域福祉の推進を支援するための計画です。

○　県民、地域団体、福祉事業者、市町村等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉分野に関する活動の基本的方向を示すものであり、地域共生社会の実現に向け、保健、医療、福祉に関する各分野のほか、生活に関わる他の分野の施策とも連携を図ります。

## 3　計画期間

令和6年度から令和 10 年度までの5か年

岩手県地域福祉支援計画の概念図

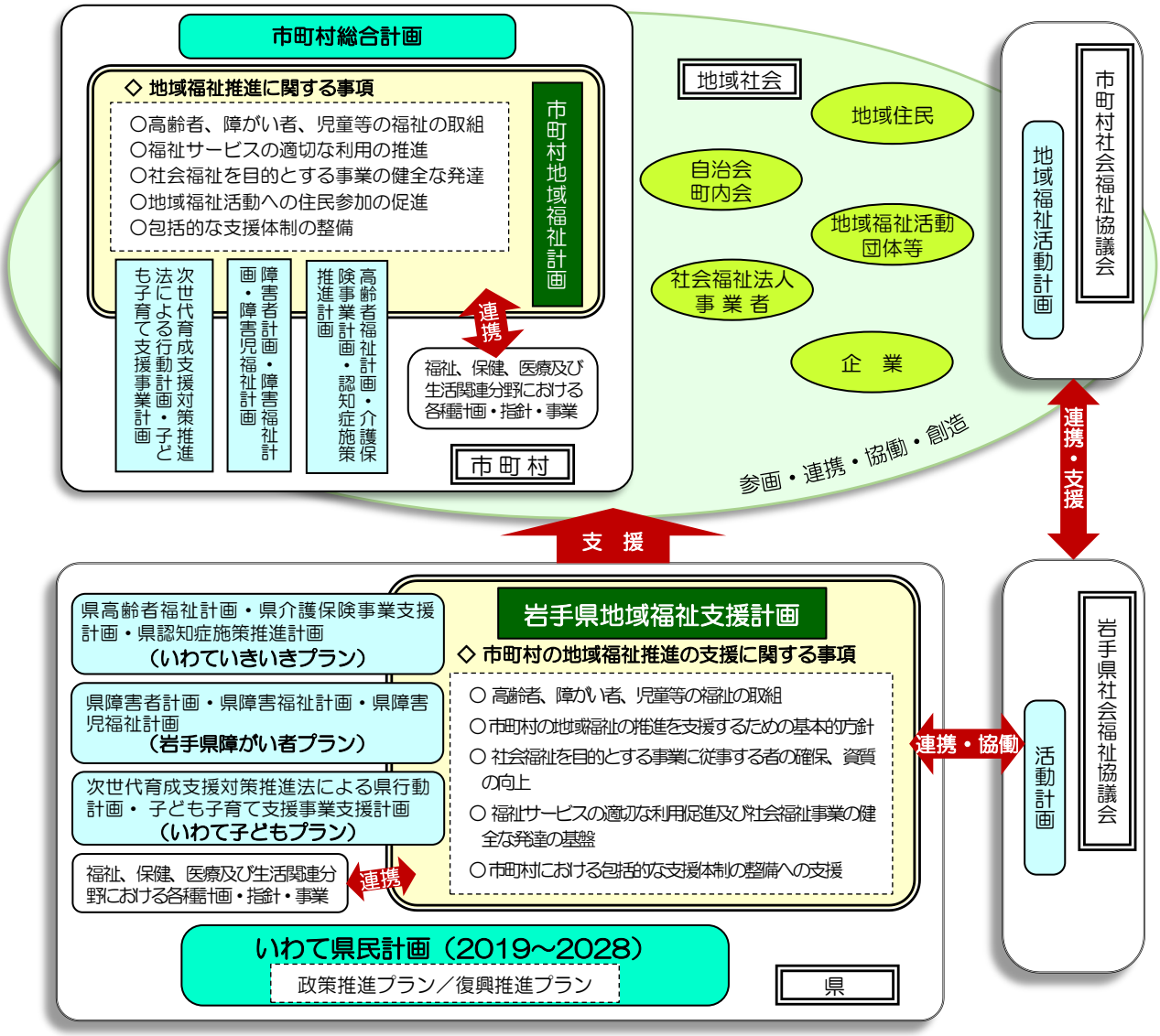


【第４期岩手県地域福祉支援計画の概念図】

# Ⅱ　地域福祉を取り巻く状況

## 1　生活を取り巻く情勢の変化

○　人口減少、少子・高齢化とともに、世帯人員の減少や家族構造の変化が進んでいます。

○　8050 問題、ヤングケアラー・ダブルケア等、支援課題の複合化・複雑化により、家族全体に対する包括的な支援の必要性が高まっています。

○　社会的孤立など様々な課題がありながらも、認知されていなかったり、制度・支援機関等の狭間で支援につながっていない状況が見られます。

○　新型コロナウイルス感染症の流行に伴う人間関係の希薄化、その後の原油価格・物価高騰による生活困窮や潜在化していた課題の顕在化と、生活課題の遷延化が懸念されます。

【岩手県の人口推移・将来人口推計】

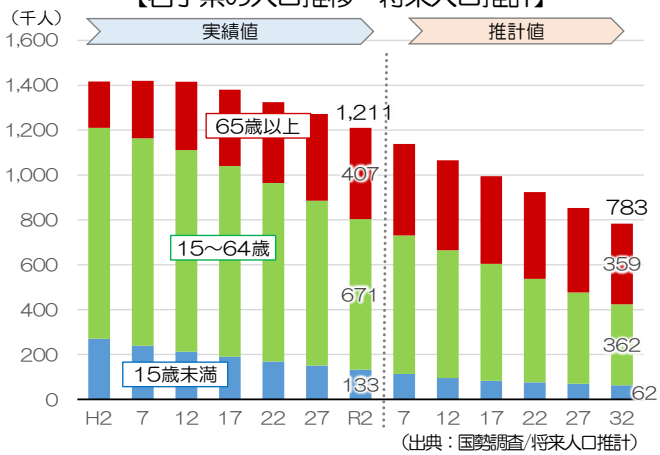


（出典：国勢調査/将来人口推計）

## 2　地域共生社会の実現に向けた制度・施策の改正

○　社会福祉法の改正（令和２年）
　　重層的支援体制整備事業が創設

○　障害者差別解消法の改正（令和３年）
　　全ての事業者への合理的配慮の義務付け

○　児童福祉法の改正・こども基本法の制定（令和４年）
　　こども家庭庁の設置、こども家庭センターの創設、子どもの権利擁護の拡充

○　困難な問題を抱える女性支援法の制定（令和４年）

○　共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定（令和５年）

画像）厚生労働省　地域共生社会ポータルサイト

## 3　地域福祉に関する意識調査（令和5年6月）

希望郷いわてモニターアンケート　「地域福祉に関する意識調査」
　〇調査対象　　198 名　　〇有効回答数　153 名（回答率 77.3%）

➤「地域福祉」の言葉のイメージ

| | |
|---|---|
| 誰にとっても暮らしやすい社会をつくること | 42.5% |
| お年寄りや障がいのある人、子育て中の人などを周りの人が支えること | 29.4% |
| 日常生活において、困ったときにお互いに助け合うこと | 16.3% |
| お年寄りや障がいのある人のために、施設や制度を整えること | 5.9% |

➤行政が取り組むべき課題（複数回答）

| | |
|---|---|
| 地域福祉を担う人材の育成 | 45.1% |
| 身近なところで何でも相談できるような相談体制の整備 | 42.5% |
| 総合的な福祉サービス情報の提供 | 38.6% |
| 住民による身近な支え合い活動への支援 | 32.7% |

# Ⅲ　計画の基本的考え方

## 1　基本理念

互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現

## 2　基本方針

県民誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別、病気や心身の障がいの有無といったその人の属性に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、共に支え合う地域共生社会の実現

## 3　施策の基本方向

（1）福祉を支える人づくり
（2）福祉サービス提供の基盤づくり
（3）福祉サービス提供の仕組みづくり
（4）福祉でまちづくり
（5）被災経験を活かした支援体制づくり
（6）市町村の体制づくり

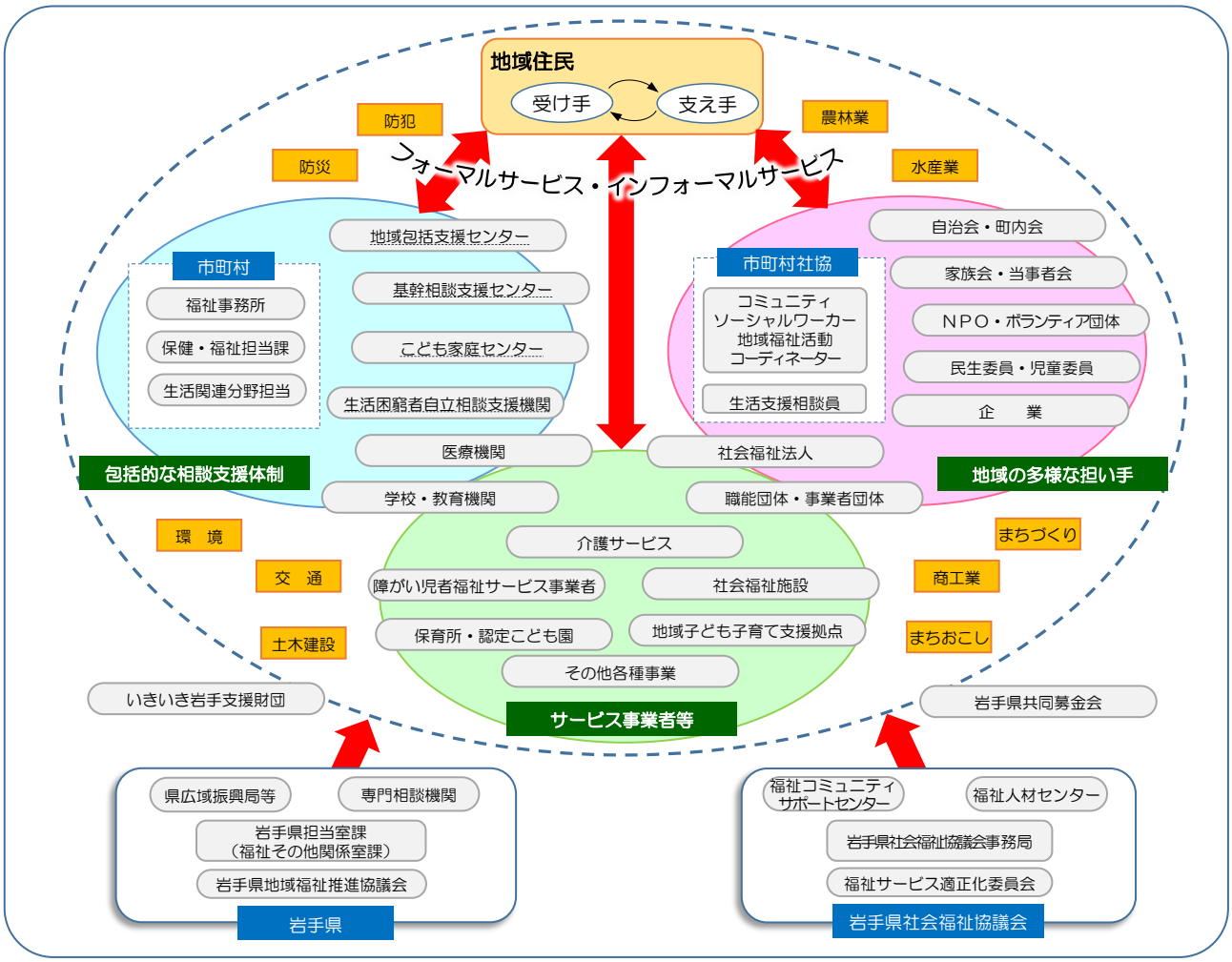


【地域福祉推進の体系図】

# Ⅳ　施策の基本方向

## １　福祉を支える人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスが提供できる人材やニーズに対応した多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、住民の福祉の意識の醸成を通じて福祉を支える人づくりを推進します。

【基本的方策】

（１）地域福祉を担う人材の育成

（２）地域福祉の意識の醸成

## ２　福祉サービス提供の基盤づくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制の整備や、権利擁護の取組など、福祉サービス提供の基盤づくりを促進します。

【基本的方策】

（１）地域における包括的支援体制の構築

（２）権利擁護の推進

（３）総合的な福祉サービス情報の提供とサービスの質の向上

## ３　福祉サービス提供の仕組みづくり

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマルな福祉サービスのみならず、インフォーマルな支援も含めた福祉サービス提供の仕組みづくりを促進します。

【基本的方策】

（１）生活に困難を抱える方への支援

生活困窮者への支援、居住確保が困難な方への支援、失業・就職困難な方への支援、移動困難な方への支援、子ども・子育て家庭への支援、障がい児・者福祉の推進、高齢者福祉の推進、困難な問題を抱える女性への支援等、がん患者・難病患者への支援、自殺予防、依存症対策、ひきこもり・社会的孤立への支援、地域定着・再犯防止の推進、多様性・多文化共生社会の推進

（２）家族等への支援

ケアラー・ヤングケアラー・ダブルケアへの支援、介護離職の防止

## ４　福祉でまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアや障がい者の地域移行・地域生活支援など、各福祉施策の推進に加え、住民参加による生活支援の仕組みづくりや多様な福祉活動を展開するボランティア･ＮＰＯの支援、社会福祉法人などの民間団体・企業等による地域貢献活動の促進により、支援ニーズに対応した新たな福祉サービスの創出や提供など、住民が主体となった「福祉でまちづくり」を進めます。

【基本的方策】

（１）地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり

（２）多様な担い手（主体）による地域福祉活動の取組

（３）地域福祉活動における多様な財源の活用

## ５　被災経験を活かした支援体制づくり

東日本大震災津波の被災地域では、復興事業が進む一方で、被災された方の高齢化、地域の担い手の減少、生活の孤立化が懸念されるなど、依然として多くの課題が指摘されていることから、今後も中長期的な視点により支援を継続していきます。

また、平成28年の台風10号災害など、自然災害が繰り返し発生している状況であるため、東日本大震災津波における支援の経験を活かし、今後の災害への備えを進めます。

【基本的方策】

（１）東日本大震災津波における被災者支援

## ６　市町村の体制づくり

地域福祉推進の中核である市町村は、地域住民の主体的な参画を得ながら、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の事業者・団体等との連携により、「地域共生社会」の実現を目指した地域づくりを進める必要があることから、県では、市町村において、それぞれの地域福祉計画に基づいた取組が進められるよう、重層的支援体制構築をはじめとした、地域における包括的な支援体制づくりを支援します。

【基本的方策】

（１）地域福祉計画に基づいた施策の推進

（２）包括的な支援体制の整備に向けた支援

# 実践事例

## １　地域における包括的支援体制の構築に向けた取組

重層的支援体制整備事業の取組（包括的支援体制の構築）

（矢巾町）

矢巾町では、令和３年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、複雑・複合化する住民の生活課題に対応するための分野横断的な支援体制づくりに取り組んでいます。

住居荒廃事例の多部署連携による検討会

分野別の会議体では対応が難しい複雑・複合的な生活課題について、町福祉課に配置する相談支援包括化推進員（１名・直営）を中心に「矢巾町個別支援会議」を開催（随時）し、支援関係者による課題のときほぐしや支援の役割分担を行っています。

また、令和４年度からは「矢巾町重層的支援体制整備事業研修会」として、幅広い分野の支援関係者を対象として、複雑・複合的な生活課題や狭間のニーズ（ひきこもり・不登校など）に対する共通認識を図ることを目的とした研修機会を設けているほか、「岩手県立大学地域政策研究センター地域協働研究」において、複雑・複合的な生活課題の代表的なものの１つである「住居荒廃（いわゆる「ごみ屋敷」）」を切り口とした多部署連携の促進に取り組んでいます。

## ２ 地域福祉の担い手づくり、地域づくりに向けた取組

### たまご（＝ 学生）が自分たちで、リアルを通して、教え学び合い多職種多機関連携をしよう！！

（岩手県立大学　たまごの会）

岩手県立大学たまごの会は、司法福祉を中心に、学生と現場、福祉と他分野との「連携」を目的として、たまご（＝学生）が主体となって活動しているサークルです。出来事を多角的にとらえる視点を養うことを目標として、ひとつの事例について、大学での学びも踏まえ、「リアル」を通して、教え学び合い、共に育つ場として、令和３年１０月に結成されました。

主な活動としては、司法福祉制度、犯罪加害者、性犯罪や児童虐待といったメンバーが関心あるテーマについての勉強会、矯正施設・障がい者施設の見学や利用者との交流、裁判の傍聴、社会人で構成される「岩手たまごの会」との共催により、現場から外部講師を招き、重層的支援体制整備事業、認知症ケア、再犯防止計画、矯正施設のプログラムや地域共生社会をテーマとした研修会を開催しました。

また、同様の活動を行っている長崎の学生団体や旭川市の支援団体とのコラボセッションを行い、それぞれの活動状況の報告や意見交換を実施するなど、全国的なネットワークの構築も視野に、幅広く活動を行っています。

学生同士の勉強会

障がい者施設での交流

## ３ ボランティア活動、地域福祉の推進に向けた取組

### 認知症になってもやさしいスーパープロジェクト「スローショッピング」

（特定非営利活動法人やまぼうしネットワーク）

スローショッピングの様子

スローレジ

令和元年に岩手西北医師会、滝沢市地域包括支援センター、滝沢市社会福祉協議会、認知症の人と家族の会、株式会社マイヤによる「認知症になっても住みよいまちプロジェクト」が始動し、同年７月からマイヤ滝沢店で「スローショッピング」が開始されました。

毎週木曜日の午後に開催され、専用のスローレジの設置、店内掲示や商品陳列の工夫、照明や店内放送の調整といった店舗の対応のもと、「パートナー」（ボランティア）が付き添い、認知症の方本人が主体となり、本人のペースでショッピングを楽しんでいます。同時にイートインスペースに「くつろぎサロン」が開設され、ショッピングの前後に本人同士や家族同士が交流したり、専門職スタッフや家族会が相談に応じています。令和５年度からは、本人の希望により、玄関先までの送迎や購入したものを冷蔵庫に入れたりする生活支援サービスも行っています。

また、これらの取組をベースとして、体験談を話したり特技を披露する「おさんぽ会」や「介護者のための料理教室」を開催するなど、様々な活動に派生しているほか、県内外に取組が広がりをみせています。

## ４ 社会福祉法人・企業等による公益的な取組

### 社会福祉法人連絡会の設立と取組の推進

（花巻市、北上市、紫波町、矢巾町、一戸町の各市町社会福祉協議会）

平成 28 年の社会福祉法改正により、社会福祉法人が持つ公益性・非営利性を踏まえ、各法人が創意工夫を行う多様な「地域における公益的な取組」を推進することが求められるようになりました。とりわけ、少子・高齢化が進む状況の中、住民の生活課題は複雑・多様化しており、社会福祉法人が地域における公益的な取組を進めるためには、住民の生活支援に必要な様々な分野との連携・協働が必要となっています。

法人同士が連携して取組を進めることは、①法人が連携することにより支援力を高めることができる、②連携して実施することで安定的に継続した事業展開が期待できる、③同一圏域内など一定のエリアで取り組むことで社会福祉法人の存在意義を示すことができるという点で効果があると言われています。

県内では市町村社会福祉協議会が幹事役となり、同一市町村内で社会福祉法人連絡会を設立している事例が５事例あり、それぞれ創意・工夫を行いながら、地域ごとの住民の生活課題を踏まえ、買い物や通院などの移動支援や就労準備ボランティアの受入れ、おつかいサービスや生活支援、ゴミ出しサービス、福祉や介護の出前講座開催、キャップハンディ体験などの取組を進めています。

北上市：メンタルヘルス研修会

一戸町：キャップハンディ体験

紫波町：就労準備支援ボランティア事業

矢巾町：おつかいサービス

第４期岩手県地域福祉支援計画は岩手県ホームページで公開しています。
⇒ https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1023122.html

岩手県地域福祉支援計画
ホームページ


第４期岩手県地域福祉支援計画　概要版

編集・発行　岩手県保健福祉部地域福祉課
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10-1
TEL:019-629-5423　FAX:019-629-5429
Mail：AD0004@pref.iwate.jp